

## 条例のあらまし

### 実践主体の主な責務(役割)

※子ども=おおむね18歳未満  
育ち学ぶ施設=保育所、幼稚園、学校、児童館等

- 保護者** 子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。**3条**
- 地域住民** 地域の子どもの見守り、保護者を支え、地域社会づくりに努める。**4条**
- 育ち学ぶ施設** 施設がある地域で、遊び・学習・養育等を通して、子どもを育む拠点となる。**5条**
- 事業者** 子どもの健やかな成長に配慮した事業活動を行い、社会環境の整備に努める。**6条**
- 京都市** 子どもを健やかで心豊かに育む社会環境の整備を推進する。**7条**
- 観光旅行者等** 市民や京都市が行う憲章実践の取組に協力する。**9条**

### 基本的な方策

憲章に掲げられた6つの行動理念に沿って、それぞれの立場で取り組むべき具体的な内容を規定しています。

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組
- 2 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組
- 3 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組
- 4 子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするための取組
- 5 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組
- 6 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するための取組

(内容は中面参照)

### 緊急課題への方策

子どもの命や安全を脅かす緊急課題に対して、それぞれの実践方策を規定しています。

- 1 子どもの命や安全を脅かす問題への対策
  - 児童虐待対策
  - いじめ対策
  - 児童ポルノ対策
  - 薬物乱用対策
  - 性感染症対策
- 2 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善
  - インターネットの不適切な利用への対策
  - 電子・映像メディア依存への対策

(内容は中面参照)

### 実践推進の具体策

- 憲章の日** 毎年2月5日を「憲章の日」とします。**16条**
- 表彰** 憲章の実践推進者を市長から表彰します。**17条**
- 情報の提供** 印刷物の配布などで憲章の実践に関する情報提供を行います。**18条**
- 体制整備** 憲章の実践推進に必要な京都市の体制を整備します。**19条**
- 行動指針** 毎年度、憲章の実践方策に関する「行動指針」を定めます。**20条**
- 推進協議会** 憲章の実践推進に関して、調査や審議などを行うため、学識者等による「推進協議会」を設置します。**28条～30条**

### 条例の見直し

条例の施行後3年以内を目途に、その施行の状況や子どもを取り巻く環境の変化等により、必要と認めるときは、その見直しを行い、推進協議会や市民の意見を聴いて、規制その他の対策を行います。**31条**

### 制定の経緯

- 平成19年  
2月 5日 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定  
3月13日 京都市会が全会派一致で「子どもを共に育む京都市民憲章を積極的に推進する決議」
- 平成22年  
6月 7日 人づくり21世紀委員会が憲章推進条例の制定に向けて「新たな提言」を本市に提出  
6月18日 「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会」を設置し、市長からの諮問事項について以降7回の協議  
7月28日 「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都」第2分科会にて参加者と意見交流  
8月 4日 条例制定に向けた「市民公聴会」にて参加者と意見交流  
11月15日 条例骨子案に対する市民意見募集(パブリックコメント)(12月7日まで、253人から371件応募)  
11月29日 12月3日 条例骨子案についての「市民シンポジウム」
- 平成23年  
1月14日 「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)」に盛り込むべき基本的事項について「検討委員会から市長へ「答申」  
2月15日 答申に基づく条例案を京都市会に付議  
3月15日 京都市会において全会派一致で条例可決  
4月 1日 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行



グループに分かれて議論された「市民公聴会」



「市民シンポジウム」では活発に意見交流



条例制定検討委員会から市長へ「答申」

### 条例制定検討委員会委員名簿

磯貝 英雄 (京都障害児者親の会協議会)	長屋 博久 (京都市小学校PTA連絡協議会)
今村 吉伸 (京都青年会議所)	西岡 正子 (佛光大学教育学部教授)
上野 み代子 (京都市社会福祉協議会)	西脇 悦子 (京都市地域女性連合会)
大畑 真知子 (京都市小学校長会)	◎藤岡 一郎 (京都産業大学学長)
柏井 真理子 (京都府医師会)	藤本 明美 (京都子育てネットワーク)
川村 雅己 (京都経営者協会)	升光 泰雄 (京都市私立幼稚園協会)
小室 富美子 (京都市保護司連絡協議会)	水野 篤夫 (京都市ユースサービス協会)
柴原 雅子 (市民公募委員)	宮本 義信 (同志社女子大学生活科学部教授)
○寺石 浩隆 (京都市立中学校PTA連絡協議会)	森田 眞利 (京都「おやじの会」連絡会)
徳田 敏 (京都弁護士会)	山内 五百子 (京都市保育園連盟)
○中川 一良 (京都市児童館学童連盟)	山下 早智子 (京都市民生児童委員連盟)
長浜 孝子 (市民公募委員)	山下 徹朗 (京都商工会議所)
中村 雅子 (京都市立中学校長会)	

◎は委員長、○は副委員長 以上25名

#### 【発行】

京都市保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課  
電話 075-251-2380 FAX 075-251-2322  
京都市教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当  
電話 075-251-0456 FAX 075-251-1013

詳しくはHPをご覧ください。

子どもを共に育む京都

検索

平成23年6月

京都市印刷物 第234177号

# 子どもたちの今と未来のために

～「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を推進する「条例」ができました～



「地域の子どもは、地域で育む」。誇るべき京都の伝統である“志”を宿した「子どもを共に育む京都市民憲章」。この憲章の理念を共にした行動の輪を、更に大きく広げるための条例が制定されました。

私たち一人ひとりが、「大人として何ができるのか、しなければいけないか」。共に考え、行動し、子どもたちが健やかに生まれ育つ京都のまちを築いていきましょう。

京都市長 門川大作



京都市

